

令和3年度 第5回京丹後市美しいふるさとづくり審議会

会議録

1. 開催日時

令和4年3月3日（木）午後1時30分～午後4時30分

2. 開催場所

峰山地域公民館 1階 大会議室

3. 出席者

<審議会委員>

奥谷委員（会長）、中江委員（副会長）、荒田委員、川崎委員、木原委員、田中委員、西田委員、畑中委員、増田委員

<参考人>

峰山町五箇区長、峰山町鱒留区長、大宮町口大野区長、大宮町奥大野区長、大宮町上常吉区長、大宮町下常吉区長、大宮町善王寺区長

<アドバイザー>

植村先生（佛教大学）、高原先生（京都府立大学）、野間先生（滋賀県立大学）、深町先生（京都大学）、丸山先生（名古屋大学）、三好先生（京都府立大学）

<事業者>

自然電力株式会社、日本気象協会

<事務局>

市民環境部 柳内部長

生活環境課 志水課長、中山課長補佐、給田係長、山下主査、村松主事、高橋主事

市長公室峰山市民局 堀江局長

市長公室大宮市民局 川口局長

4. 次第

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 議事

(1) (仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

①計画段階環境配慮書手続きの流れ（市）

②地元説明会における主な質疑応答の内容（市）

③第4回審議会での委員等質疑に係る回答（市・事業者）

<事業者退場>

④答申素案の確認・検討（市）

(4) その他

(5) 閉会

5. 公開又は非公開の別

公開

6. 傍聴人

あり（15名、報道関係者2名）

7. 要旨（議事経緯）

以下のとおり

■開会

事務局：定刻となりましたので、ただ今より令和3年度第5回京丹後市美しいふるさとづくり審議会を開会させていただきます。本日はご多用の中、また午前中の現地視察に引き続きご参集およびオンラインでのご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。私は本審議会の事務局を担当しております、市民環境部長の柳内と申します。よろしく願いいたします。開会にあたりまして奥谷会長からご挨拶をいただきます。

会長：みなさんこんにちは。本日は年度末の大変お忙しい中、委員の皆様方、オンラインでご出席のアドバイザーの先生方、審議会へご出席いただきありがとうございます。また、多数の傍聴の方がお見えでございますけれども、一緒に丹後半島の自然について考えて参りたいと思います。

事業者からの配慮書が一昨日くらいにやっと手元に届いたという状況でございますが、十分に内容を精査する時間がございませんでした。したがって、今回は第二回目の磯砂山風力発電の答申素案に係る審議でございますけれども、お示しさせていただいております答申素案の内容につきましても、十分に精査できているものではありません。

今日皆様方に本当に忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。本日午前中に現地視察をさせていただき、鱒留地区の公民館と奥大野地区内の2カ所、それから大宮大橋のところから現地の状況を見させていただきました。中でも、ショッキングだったのが奥大野地区の国営農場のあたりで、すでに沈砂池が土砂でかなり埋まっている状況であるということとか、鱒留川や小西川といったところも砂でだいぶ埋まっており、少しの大雨でも溢れるだろうということがよくわかるような、そういった地域の状況を見させていただきました。

本日の答申素案の中では特にポイントとなるのが磯砂山の地形地質といったあたりではないかと考えまして、参考資料としてA3版の竹野川水系の洪水浸水想定区域図と事業想定地周辺の防災マップをお配りしております。これを見ますと磯砂山から日本海の河口までの竹野川流域では浸水のおそれがあり、特に峰山町や弥栄町あたりでは3メートルから5メートルくらい浸水する可能性があるということがわかります。また、防災マップで磯砂山周辺の常吉や奥大野、鱒留や五箇あたりが土砂災害警戒区域になっていることがわかりますので、本日の審議の参考にしていただければと思っております。

それでは、限られた時間でございますので皆様方の忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

事務局：ここで本日の審議会の成立について確認をさせていただきます。本日は京丹後青年会議所の俣野様より欠席のご連絡をいただいておりますが、京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第16条第2項の規定により委員の過半数の出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日は多くの傍聴者及び報道関係の皆様がおいでになっています。受付時に配布しました傍聴時の留意事項をご理解の上、傍聴を行なっていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に本日の流れをご説明いたします。本日は前回の審議会に引き続き（仮称）京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてご審議をいただきます。まず事務局より今回の風力発電事業に関わる配慮書手続きの流れ、そしてこれまでの地元説明会における主な質疑応答の内容についてご説明いたします。次に市及び事業者より第4回審議会の中で皆様からいただきました質疑に係る回答をさせていただきます。その後新たな質疑応答の時間を設け、それが終了した時点で事業者には退場をしていただきます。そして、本審議会としての答申素案の確認を行う流れで進めさせていただく予定としております。

また、本日の議事資料につきましては事前にお送りしたものと本日配布させていただいたものがございます。事前送付いたしました資料につきまして、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。なお、追加資料3につきましては、審議会メンバーのみの配布となっておりますので、傍聴者の皆様にはご了承お願ひいたします。

それでは、議事に入って参ります。ここからは京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第16条の規定によりまして、議事進行を奥谷会長にお世話になります、奥谷会長よろしくお願ひいたします。

■議事

会長：はい、改めましてみなさまよろしくお願ひいたします。議事に入ります前に、会議録の確認者を指名させていただきます。前回までの審議会の流れを引き継ぎまして、資料1の委員名簿の順番で畑中委員にお願いをいたします。

それでは議事に入ります。まずは計画段階環境配慮書手続きの流れについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：市民環境部生活環境課の志水です。これまでの経過について資料2を用いてご説明させていただきます。

◆資料2の説明

会長：今の件につきまして質問ありますでしょうか。続きまして地元説明会の場でどのような質疑応答があったのかについて事務局から説明をお願いします。

事務局：続きまして、資料3を用いて（仮称）京丹後市磯砂山風力発電事業に係る地元説明会における主な質疑応答の内容の説明をさせていただきます。

◆資料3の説明

会 長：これまでの地元説明会における主な質疑応答の内容ということで、事務局の方で項目ごとにまとめたものをご説明いただきました。こちらの方の地元説明会というのは区長さん対象ですか、それとも住民の方を対象にされたものでしょうか。

事 務 局：今回の資料3につきましては、区長さんを対象にされた説明会と住民さんを対象にされた説明会をまとめたものになります。

会 長：全地区で地元の住民の方を対象にした説明会が終わっているということでしょうか。

事 務 局：住民説明会については、終わっている地区と開催に向けて調整中の地区があります。

会 長：まだ説明会が終わっていない地区があるということですね。区長さん方、お忙しい中たくさんの方にご出席いただきありがとうございます。事務局から説明がありましたけれども、何か補足的に説明会の様子ですとかでお話いただけることがあれば頂戴したいと思いますが、事務局でまとめた内容で大体このとおりでしたでしょうか。では、後ほど事業者の説明の後にも質疑ですとかご意見をいただく機会がありますので、そのときに発言をお願いしたいと思います。

続きまして前回の審議会でいただきました質疑について市と市業者から説明をお願いします。

事 務 局：市民環境部生活環境課の山下です。

第4回の審議会の場で深町先生から市に対していただいた質問です。今回の事業に起因する災害が発生した場合に対応する主体は事業者になるのか、土地の所有者になるのか、それとも行政なのかといった質問をいただいております。災害復旧等を担当している市の関係部署に確認した内容をお答えさせていただきます。事業地において災害が発生した場合の対応主体は、原則としてその災害発生場所の地権者もしくはその土地を利用している者となります。今回の事業で想定するのであれば、地権者さんと事業者との契約でどのようにされるのかわからないですけれども、災害復旧に対する責任主体が地権者なのか事業者なのかについては、当事者間の契約によると考えております。しかしながら、実際に災害が発生した場合に行政が関わることがないのかということにつきましては、災害の状況によって市民の安全安心の観点から放置できない状態にあるにも関わらず、責任主体が対応しない場合や責任主体が不明確な場合には行政としてその段階でどう対応するのかの判断をすることになると回答させていただきます。

会 長：災害が起きたときの責任者は誰かということについて、事務局から回答をいただきました。この質問についてはアドバイザーの深町先生から前回いただいております。

深町先生何かご意見などございますでしょうか？

アドバイザー：ありがとうございます。特にありません。

会 長：次に事業者の方に前回出た質問についての回答をお願いいたします。

事 業 者：改めまして自然電力株式会社風力事業部の鷺見と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。弊社の方から4名と調査会社日本気象協会から4名参加しておりますので、それぞれから各ポイントについてお伝えさせていただきます。

まず弊社の方から配慮書をみなさまのお手元に正規のものをお配りしております。前

回の審議会ではドラフトバージョンでございましたので、そこから修正した点を最初にご説明させていただいた後に、景観予測の結果、また、土木設計に関してもご質問頂戴しておりましたので、それに関するご説明のほか複数ご質問いただいておりますので、こちらに関してお答えさせていただきたいと思っております。

それでは最初に配慮書の修正事項、変更事項についてご説明させていただきます。

事業者：配慮書の修正事項につきまして日本気象協会からご説明させていただきます。お手元にご覧いただけます配慮書の修正のリストにつきまして。ドラフト版から最終版までの修正箇所といたしましては、京丹後市生活環境課様との事前協議または京都府様とのドラフトの確認やり取りの中でいただいた質疑事項を反映したものとなっております。主な修正箇所といたしましては、最新版の186ページの保安林の情報、また最新版の231ページから233ページ、263ページに有識者ヒアリングの項目がございますがそちらの実施した結果の方を追記させていただいております。また、そちらに合わせまして図書の本文の内容につきましても有識者ヒアリングの結果を踏まえて修正をさせていただきました。主な修正箇所のご説明としては以上になります。

続きまして資料4を用いてご説明させていただきます。

◆資料4の説明

事業者：それでは、最後にその他ご質問を前回より頂戴しておりましたので、そちらについて私の方から回答させていただきます。審査員の先生方、アドバイザーの方の資料の一番後ろに挟まれている資料になるかと思っております。この（仮称）京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書等への事前質問として（1）から（10）まで頂戴しておりました。時間も限られますので、回答部分だけ私の方から回答いたします。

まず1点目ですけれども、こちらに対する回答につきまして、まずこの配慮書は経産省の発電所に係る環境影響評価の手引きと環境省の計画段階配慮書手続きに係る技術配慮の内容を基に配慮書を作成しております。実行可能な環境保全措置につきましては方法書以降検討いたします。環境保全措置の例としましてこの配慮書の方にも記載しているんですけれども、例えば騒音でしたら工事工程の調整により建設工事のピーク時における工事関係車両の台数を低減するすとか地質では仮設沈砂池の設置等の土砂流出防止策を講じる等の実行可能な環境保全措置を講じることによりまして、現時点では環境影響の回避又は低減が可能であると考えております。配慮書段階で工事の実施を計画段階配慮事項として選定しない理由につきましてですが、こちらは環境省の計画段階配慮手続きにおける技術ガイドにおきまして、計画熟度が低い段階では工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない場合がある、このような場合には計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましいとされておりますので、本事業に関しましても現時点で具体的な工事計画は定まっていないため工事の実施については選定項目としてはおりません。ただ、方法書では工事の実施に伴う環境予測項目として選定いたしまして調査予測評価の手法につきましてお示しいたします。また準備書におきましても1点目は具体的な予測評価を実施いたしますという回答でございます。

2点目は、こちらは主に土砂災害と水環境についてのご質問でございます。情報のご提供ありがとうございます。大宮町側、峰山町側のいずれの事業実施想定区域におきましても先ほどご説明した土木設計の考え方による地形的リスクの検討、1番目のものを法規制基準などに従いながら行いまして、設計段階において水源地や河川等の流域に考慮した土木設計を反映したいと思っております。検討におきましてはご紹介頂きました既存の施設、本日現場にも行かせていただきましたけれども、そちらも参考にさせていただきたいと考えています。

ご質問3点目は雪への影響についてでございます。こちらの回答ですけれども、計画段階配慮事項につきましては、先ほど申し上げた、経産省の評価の手引きや環境省の技術ガイドの内容をもって、これをもとに配慮書の策定を行っておりますので雪に対する影響につきましてこの資料の他、京都府の条例でも取扱いされていないという関係で一般的に施設の稼働や施設の存在による雪に対する影響については小さいものと考えております。逆に雪からの影響とは別の観点ですけれども、工事計画の検討に当たっては積雪等の状況を考慮して工事工程を組みまして、運転期間中の保守点検についても雪による影響を踏まえてメンテナンス計画を立てることになっております。

4点目は、事業の目的についてのご質問でございました。皆さんご承知の通りですけれども、現在地球上の環境負荷が増しておりまして、気候変動加速の主な原因は二酸化炭素等の温室効果ガスが石炭火力の石炭や石油の消費等により大気中に放出されることで大気の温室効果が高まって地球温暖化が進んでおります。再生可能エネルギーは発電時に燃料がいらぬものでありまして、もちろんこの風車の製造や山林における建設過程などその建設過程において二酸化炭素を発生しておりますけれども、風力発電が導入されなかった場合に生じる将来の二酸化炭素の排出量の抑制に対して、はるかに短期間で貢献できるという点において、風力発電事業が環境負荷の少ない再生可能エネルギーだと考えております。また京丹後市さんも、まちづくり基本条例で掲げております、美しいふるさとの自然環境を守り次世代に継承するまちづくりを目指していらっしゃることで2050年までに市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでおられますので、その政策に貢献するものと考えております。ただし現在設置を予定している区域周辺の環境に悪影響を与えることがないように我々としては慎重に調査や事業計画の検討を行なっていく必要があります。地域の皆様や関係各所との対話を重ねながら、地域の環境への影響を最小化にしつつ再エネへの転換を進める可能性を見出していきたいと思っております。また事業を通して地域社会及び地域産業の健全な発展に寄与することについてのご質問に関してですけれども、2点ございます。ひとつ目は運転期間中に売電収入の一部を活用しまして、地域の新しい取り組みや課題解決にお役立ていただける仕組みを作っていく予定です。のちほどまた事例を紹介させていただきますけれども具体的にどういった活用とするかは地元の皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。ふたつ目は、道路工事や基礎工事、建設工事であったり、系統連携工事の一部を地元の企業さんに依頼することを検討しておりまして、

また運転期間中の除雪や除草など運転保守についても同様に考えております。

続いてご質問5点目の植物についてでございます。こちらは、方法書以降に植生調査を実施いたします。事業実施区域及びその周辺における植物の生育や植生の状況を把握いたします。ご紹介いただきました、松茸やちょろけんなどの貴重なキノコ類やブナ、ヤマザクラといったものについて、こちらが重要な種群落に選定して評価対象とすることについては、有識者の方々へのヒアリングを踏まえて検討させていただきたいと思っております。

ご質問の6点目、衛星写真を活用して風力発電機を設置した鳥瞰図を示していただいておりますが、こちらは資料をお配りしておりますA3横のものでございますが、当日配布資料1の航空写真に風車のイメージ図を重ね合わせたものでございまして、事業検討エリアの南側上空から見るようなものを作成しております。風車の設置箇所につきましては今後の調査等によって変更する可能性はございますが、今のイメージとしてご覧ください。

ご質問7点目ですけれども、工事用道路の検討を早急に行いその概要を示すことという点ですが、こちらは今後の調査設計を行いまして検討していきたいと思っております。概要が検討出来次第、地域の皆様に共有させていただきます。

8点目、弊社の令和3年5月の決算に関しましてのご質問でございます。その原因と事業への影響の有無についてですが、直近の決算が前の期より利益減となった件につきましては3点ございます。1点目が、昨年、2021年の初めに電力市場の価格高騰がございましたがこの影響がございまして。弊社は電力の小売事業を行っておりまして市場から仕入れた電気を市場価格連動でお客さまにお売りしているため、弊社は市場価格の変動を受けない仕組みとなっておりますけれども、逆にお客さまの電気代が高騰してしまったということから顧客保護の観点から値引きを実施するという経営判断を行い数億の損失を計上しております。現在は市場調達から相対での調達に切り替えておりまして、市場価格変動のリスクは回避しております。原因の2つ目ですけれども、昨年より会計認識基準をちょっと専門的になりますけれども一部変更しております従来売上計上していた一部のグループ間資産譲渡取引に関して売上計上しないという方針としました。これによりまして会計上の売上利益が減少しまして2020年の5月期とは単純比較できないことになっております。これは今後の上場を見据えたガバナンス強化の一環としてより適切な会計処理の導入を行ったものでございます。3点目の理由としまして、これまで弊社では開発した主に太陽光の発電事業は外部の投資家に売却していくということが多かったんですけれども、直近では会社財務基盤が大きくなってきたことから、一時的な売り上げのために売却するというビジネスモデルから長期的に安定収益を確保するための発電事業にするというビジネスモデルへ経営方針を今転換しつつあります。これにより、今年度で見た売上利益が一時的に減少する局面ではありますけれどもインフラ事業運営に必要な長期安定収益については着実に成長してきております。(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業への影響についてですけれども、本事業の実施主体は、事業の実施のために設立する特別目的会社となりまして弊社の経営状態が直接的に影響を受けな

い仕組みとなりますので、影響についてはございません。

9点目のご質問、売電収入の一部を地域に還元するという事で売電収入の見込みを示すということですが、現時点での試算ではございますけれども本事業における売電収入は年間約24億円を見込んでおります。

最後10点目のご質問、弊社の先進事例で具体的にどのような地域還元がなされているのかという点ですが、事業による売電収入を利用して地元の特産物を利用した商品の開発であったり、地元の皆様に利用されている施設の修繕などを行っております。紹介させていただきますと熊本県の合志市というところでは地元の特産物にカンゾウというものがあるんですけれども、それを利用した地ビールの開発を支援させていただいたり、三重県の南伊勢町ではですね、登山道の整備や登山時の案内板の補修や設置、展望所の整備などを支援させていただきました。熊本県の人吉市では一昨年ですね、豪雨災害がございましたけれどもその際に太陽光パネルと蓄電池システムを貸し出してご活用いただいたということもございます。大変長くなりましたけれども、弊社からの回答でございました。

会長：ただいま事業者の方から環境配慮書、前回から変更された点についてとそれから質問事項として出ておりましたフォトモンタージュによる見え方の問題と土木工事、土木設計の基本的な考え方、それから個別に出ておりました質問について回答していただきました。

ここからは、事業者の方への質問を出していただければと思います。専門的な内容も非常に多かったかなと思いますがオンラインでご参加のアドバイザーの先生方でなにか事業者への質問ございますでしょうか。ここからの質疑なんですけれども質問に対して一つずつ事業者の方にお答えいただくと、また時間が経ってしまいますので、ある程度まとめた質問としたいと思います。

アドバイザー：ご説明ありがとうございました。土木的な考えに関する点で、これまでの議論の中で地元の方からの土砂災害への懸念が非常に大きいということを前提として、やはり最重要課題であるという認識のもとにお話しいたします。まず防災工事と言う名称でご説明された沈砂池とか調整池とかの話がありましたが、ここで一つお願いがあるのですが、沈砂池と調整池みたいなものは防災工事ではありません。確かに土砂流出を抑制するものではあります、説明でもひとつの沈砂池で大体100m³の土砂を押さえるというようなお話がありましたが、一般的に土砂災害というのは何千m³とか数万m³というような土砂が一度に動くんです。だから100m³ぐらい押さえたってほとんど防災効果はありません。ですので、その防災という観点から考える上ではもっと違った観点から問題を考えていく必要があるのではないかとご指摘させていただきます。

そして質問なんですけれども、ご説明いただいた中の例えば工事ヤードというものがあるって1カ所につき約3000m²と説明がありましたが、これは平面を前提としているのでしょうか。それに付随しまして建設が予定されている地区というのは相当の山地地形ですので、その山地地形の中でこれだけの大きな平面を作ろうと思ったら相当の盛土、

あるいは切土が必要となると予測されるんですけども、その土工量についてどういった見込みを立てていらっしゃるのか、おそらく算定する際に土工量なんか非常に重要な数字になってきますので、ある程度の予想を立てておられるのだろうと思うんですけども土工量がどれぐらいであるのか、あるいは盛土のご説明がありました、盛土というのは先の静岡県熱海の災害にもありましたように、非常に土砂災害の発生につながる危険性の高いものです。なので、盛土というものはできるだけ排除しようというのは世の中の流れです。その中で盛土を設計されている中でその高さの基準あるいは勾配の基準こういったものをどのように考えていらっしゃるのか、もちろん水抜きは必要ですけど、水を抜いた上で高さに制限を加える、あるいは勾配に制限を加えるということが必要だと思います。切土に関しても同じで切土の勾配、切土の面の高さ制限値こういったものを何か設けていらっしゃるのかどうか、設けていらっしゃるのであればそれはいくつであるかこういったことについてご質問したいと思います。

それと最後ですけど、波路（ハロー）についてご説明がありました、よくある土砂災害としてこういった新しい道路を設計施工した際に横断排水口というものが基本的に谷地形に作られます。谷地形に作られた横断排水溝の直下が土石流の発生源となると事例が多々見られます。こういった点についてなんらかの処理ですね、水が1カ所に集まってこれまで経験したことのない流量が流れるわけですから、その谷が荒れる可能性が非常に高いです。そういった件についてそれを防ぐ対策をどう考えていらっしゃるのか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

会長：他にこの土砂災害や土木工事についてのご質問とかご意見はありますか。

アドバイザー：土砂災害想定雨量をどういった考え方で決められるのかということについて伺いたいと思います。これについてはいろんな考え方があって過去の最大雨量とかいろんな考え方があろうかと思うんですが、それはどのように想定されるのかということですね。安全率の考え方とも関連すると思うんですけどそこについて追加で質問をお願いします。

会長：同じような質問、あるいは懸念とかございましたらあわせて回答してもらいたいですか。

アドバイザー：今日現地を見て参りましたが、今回の開発地域である磯砂山から北へ延びる尾根、全面的に風化した花崗岩から形成されている山地です。地表から数メートル深いところでは10メートル以上に渡って石ではなくて、風化して真砂という砂になっていますので、一度の大雨による侵食が起こると大量の土砂が下流へ流れて行くことになります。土砂災害の危険性が高い山地であるという事は皆さん、特に住民の方々は日頃から経験済みかと思います。現地を見せていただき思いましたのは、今回の風力発電所が設置される予定の尾根の上というのは非常に起伏がたくさんあり凹凸が激しい、しかも尾根の幅は非常に狭い。そういった地形のところ例えば一箇所に20m四方の基盤を作ろうと思うと大量に山を削るか大量に土を盛り上げておかないとあの狭い尾根の上に平坦地を作ることは不可能です。さらに風力発電所を結ぶ連絡道路なりアクセス道路がそこに入るとするとあの狭い尾根を例えば道路幅6メートルの道を作るのにどれだけの土を削

らねばいけないのか、これは今とは全く違った地形の大改変を想定しなければいけないのではないかというのが現地を見た感想であります。そういう意味で言うと今回の地形改変の規模がほとんど提示されていませんよね。尾根や地形を十分に配慮した、その微細な地形改変が示してあればそれを評価することができますが、5万分の1程度の地図しかありませんので、我々にとってはそれがどうであるかは言えません。言えませんというデータが基本的に不足していると思います。

もうひとつ震災の話も先ほどもありましたけれども、直接的な被害が予想されるのは今回の風力発電所を持っている尾根の下流域、例えば鱒留川の流域であるとか常吉川の流域にある大宮町と峰山町、その谷の出口にある集落については当然かなり土石流の災害の危険性が今よりさらに高まる可能性がある。あるいは地形改変とともに森林伐採が起り、更に露地が大きく削りとられて露出するという、そういった危険性を十分に配慮しておかなくてはいけないということ。

もう一つはですね、沈砂池があろうがなかろうが大量に土砂が出ている現状があるわけですね。そこにさらに山を削り地形を改変しアクセス道路を作るということで大量に土砂が出る可能性があります、その土砂は単に今言った大宮町や峰山町の直接的な流域にある集落だけではなくて、竹野川に対する負荷が非常に大きくなると思われます。竹野川は実は連続性ではない不連続性でありまして現在も水位が上がれば農地に水が氾濫するといういわゆる伝統的な治水の方法がとられているわけですが、今よりもさらに非常に土砂の堆積によって水深が浅くなり、いわゆる排水能力が低くなる問題が起っていますけども、これ以上さらに土砂流出が増えて川床が浅くなって水深が高まるとなると下流域への浸水被害がさらに深刻化する可能性があります。今日は京都府が作っているハザードマップを示して頂いておりますが、これは現状がそうであって今後の地形改変による土砂流出の増大が見込まれる、これはさらに新たな危険性を増しますのでハザードマップを修正する必要があるのではないかと思われます。

以上のようなことで、今日現場を見て地形を観察させていただいた結果、そんな地形改変に対する一つの危惧をもちました。以上であります。

会長：専門家の先生方から土砂流出についてとかあるいは地形についての把握ができていないとか、竹野川の現状についての把握についてもどの程度評価されているのかということの問題として指摘がありました。地区の皆さま方もそのあたりを危惧されて前回の審議会でも出して頂いています。

地元代表：私どもとしては是非五箇地区の状況を一度見て頂きたいなと思っていました。というのは、今言われました土砂災害、現場のあそこを削った場合にどういうことになるのかなという想像がですね、非常に私もああいった先進的な施設ができることにはまあ何の異論もないわけなんですけど、それがいい方向になるのであれば。ただ現状としてあそこを開発し、設置した場合その二次的な大きな問題が正直なところ想像がつかないわけなんです。常吉側はある程度平坦になるんですけど反対側の五箇の3基ほど風力が建つ予定になっている地図上の周辺、非常に急峻な地形で一箇所水路、周りからの水路が

そこへ全て集まってしまうというような地形なんです。

この2・3年前から豪雨時には本当に一気に水がざっと上がってくるような状況ですので、工事の幅幅うんぬんでそこら辺で本当にいけるのかどうか、あるいはその周辺で本当に地元の皆さんの意見で一番危惧されているのはその問題なんです。非常にまあこういった形で不十分だなあと。まだまだ実感としてはみなさんには全然いかないんだろうなという気がしました。そういったとこで本当に今日はもう皆さん方に本当に見て欲しかったなあとというのが正直なところ、感想なんです。

地元代表：今朝、現地を見ていただきました。私は奥大野の区長なんですけども、特に高台から見えていただいた正面の山に、それこそ急峻な山を削って、まあ風力発電そのものはいいいんですけど、建てる場所の下には奥大野地区の水源があります。それがその設置場所が全部そのエリアに入っていますので、植村先生がおっしゃったようにその道路とそういったことをすることによって地形が大きく変わりまともにその水源の中に入ってくるというのは、今日見ていただいて分かって頂けたと思います。奥大野地区にとっては住民の安全安心を守る区長としてはとっても危険性があるんだということを改めて認識をしていただいたり、我々も私もそう思っているところですので土砂災害も含めて水の確保っていうのが大事だということを認識していただけたらありがたいと思っています。以上です。

会長：その他の委員の皆様、アドバイザーの先生方から土砂災害や土木工事についての質問がありました、よろしいですか。

では一旦事業者の方に回答お願いいたします。

事業者：数が多くてちょっとメモは取らせてもらいましたが、少々時間がかかるかと思えます。

会長：端的にお答えいただいたら結構です。

事業者：まず三好先生の言われた、防災工事、これは国がやる防波堤を作ったりですね、山が動くのを止めたりというそういう意味での防災工事ではありません。太陽光とか風力とか、こういう林地開発における一つのプロジェクトの中の土工事、構造物工事で防災工事という区分けです、今後も地元説明会等でお話させていただくときには、調整池とかそういう沈砂池を今回のプロジェクトにおける防災工事というような区分の中に入れて説明させてもらうことになるかと思えます。この辺りいかがでしょうか。他の言葉を使うほうが適切ということでしたらそのようにしますがいかがでしょうか。

アドバイザー：わかりました。そういった部分がなんらかの基準として設けられているのであればそれでいいと思うんですけども、もしそうであるとすると、逆に言うと本当の土砂災害対策というものに関する基準なりコメントなりというものがないことになってしまいます。本日ご説明頂いたのが土砂流出に関するものですので、地すべり崩壊などご説明いただけるのであればそれでよろしいかと思えます。

事業者：そういう大規模な予想災害とか、防災、地すべり地帯の防災とかいうものに該当するようなところがあればまたそれについては区分してご説明差し上げたいと思えます。次に3000㎡は平面かというご質問がありました。これについては風車を建てるヤード

です。若干車両が入ってくるところは勾配がついたりしていますけど、それにしても大体4～5パーセント、平均で言うとほぼレベルの状態にしますので平面と捉えていただければ良いかと思います。今までの事例でいきますと大体この3000㎡から3500㎡ぐらいになるんですけど、切土量がですね大体平均して3メートルから4メートル。4メートル切るとはめったにないんですけど、それからすると1ヵ所当たりの掘削土量は10000㎡前後ということになります。これが2番目のご質問です。補足しますと風車のサイトは基本的には切土でやります。部分的にほんの一部を盛り付けて路肩を確保するとかいうような場合はありますけど、なにしろ重量物を持ってくることになるため、単純な盛土をしたところに建設をするっていうのはなかなか難しいところがありますので、基本的にサイトは切土を主にやっています。

次に盛土の勾配、切土の勾配、高さ制限値というご質問がありました。これについては林道を作るのか、また道路、一般道に当たるのか、林地開発基準に当たるのかで各種適応法規制等に合わせた基準値を持ちます。また勾配もですね、一般の土砂それとも岩石とか硬いものかですね、これによって勾配というのは法面勾配というのは変化していきます。逆に盛土の方はですね、大体1割五分から1割八分と、堰堤（えんてい）については3割とかなり専門的な言葉になりますので、ちょっとご理解がいただきたいんですけど、1割というのは一対一ですね。1メートルあげるのに1メートルの幅をとるということ、で3割というのは3倍の緩やかな勾配という意味です。こういうのはすべて適用法規と言うか規制値で決められています。これは事業者が勝手に決める数値ではございませんので、適用法規規格に合わせて設計いたします。

次に道路排水、水が谷部にばっと流れたとき、今の状態よりももっと怖いことになる、いやこれはですね、本当我々も一番ここを危惧するところです。そのためにはまず道路排水は集中排水をやめる、極力分散排水にする、今の山の状態が完全分散排水ですよ、降った雨がその時点で流れていく、側溝も何もないわけですから地形に沿って低いところに流れていく。この原則を極力壊さない形で分散配置ということで、極力一箇所に集めるとやっぱりあの鉄砲の弾は大砲の弾になったりというような威力は変わってきますので、分散排水を目指して排水計画をしていきたいと思っています。

次は想定雨量についてですが、一般的に林地開発の設計基準、一般の排水は10年確率です。調整池のオリフィスと言って流れる口ですね。これは50年確率。調整池の大きさ、これについては100年確率。それで越流という高さですね。洪水によって調整池を超えていく水の流量については200年確率。これで通常設計しております。こういうあたりは我々事業者が一方的に計算できるものでなくて、関係各所の指導または規制規定がありますので、それに則って大体安全設計するためには1.1倍から1.2倍ぐらいの数値を用いて設計しております。

次に当地の風化花崗岩、これは本当ありがたい情報を頂いております。これから詳細調査はどんどんボーリングをしたりですね、土質調査をするんですけど、その土質によってですね、風化状態が非常に進んでいるところでもう触ると危ないよというようなと

ころが出た場合はですね、そういう付近では風車を建てないような選択肢も今後は出てきます。ですので先ほど私1番から6番までの土木の基本的な設計の考え方を説明しましたよね。あれで今は1番目のたたき台のところなんです。その後に皆さんから色々頂いた意見を反映させ、現地調査をして原案をつくっていくという過程になりますので、本日いただいたいろんな意見、これをぜひ取り入れて原案のたたき台も精度の高いたたき台というかですね、ただ単に書いただけのたたき台でなくて精度の高いたたき台になるよう反映していきたいと思います。

最後にひとつですね、こちらからちょっと教えて欲しいんですが 水源の話があったんですが、この水源は表面水でしょうか、地下水でしょうか。

会 長：奥大野の区長さん、分かりますか。

地元代表：川になってくるあたりは地下水だと思います。

事 業 者：上流からでて、それで川になって川のどっか途中で浄水場を設けられて、濾過とか綺麗にされて浄水に使われているということですね。ありがとうございます。あの地下水だけであればですね、水が大体1km 走るのに1年ぐらいかかるんですよ。水が通しやすい所でも。でも表面水も利用されてるって言うことであれば、やはりその流域に極力水が行かない設計濁水の流れる可能性の少ない設計ということを中心にしていきたいと思いますので、今後そういう点も設計に反映していきたいと思います。どうもありがとうございました。

会 長：では土砂災害、土木工事については一応事業者の説明は以上ということにしまして、いろいろご意見はおありかと思えますけれども、その他の部分で配慮書の内容に関して事業者への質問があればお願いをしたいと思います。

地元代表：先ほどの一枚ものの質問書なんですけど、これ私が出したんですけども、水環境の要素を配慮書から排除された理由を説明して頂きたいということを書いてあったんですけど、その説明が何もなかったと思うんです。ですので、その水源のことも含めてなぜ排除されたのかちょっとお聞かせ願いたい。

会 長：では端的にお答え頂けますでしょうか。

事 業 者：水環境を選定理由から排除してるというところですけども、水環境に関しましては、工事の内容を踏まえて選定する予定でございまして、次回の方法書の中でですね、まだ具体的ではないんですけども、工事計画を作りましてそれをもとにどのような影響が予想されるのかということをお示しして、そこで選定に丸がついてくるということになります。配慮書段階ですと、まだ工事の内容について熟度が低い段階ですので、今の段階ではまだそこは選定されていないというのがお答えでございます。

会 長：事業者の回答に対して専門の先生方の方で何かご意見ございませんでしょうか。

アドバイザー：まずですね、やはり配慮書に対しての事業者の対応がとても大事だと思うんですけども、その対応というのは、配慮書を修正したりだとかするだけではなくて、冒頭に委員長もおっしゃっていたように、情報を早く皆さんが共有してその上で議論するということが不可欠なんですけども、直前に出されたりしたら内容も見られないし、言うべきこ

と言えなかったりということで、これがとても基本的なところでまず大きな問題かなと認識しております。

それから水環境のお話がありましたが、例えば雪のことだと環境省の指針にないとか詳細でないとかわからないというようなことをおっしゃっていましたが、環境省の基本的な考え方というのは地元の方に懸念がないように、出来る限りは配慮書は別に詳細な調査をしなくても、文献調査だとか少し聞き取り調査をしたら分かるような大事な情報というのもあるのでそういうものをしっかり組み込んでいくというのがあるべき姿だと思います。環境省は決してそれを入れなくていいと言っているのではなくて、地域地域の事情だとか心配に合わせて項目を選んでそれを最大限意見を聞く中で対処していくというのが事業者の姿勢で求められることだと思うので、是非そういった対応をして頂きたいと思っております。

それから表現がどう変わったかわかりませんが、文献調査とかそういったレベルの調査にもかかわらず、影響が少ないとか大丈夫だというような説明をされていることか多くあったように思うんですけども、京都府の委員会でもこのことについては指摘されていますが、なぜそういう風に配慮すれば問題ないと言えるのかという根拠をしっかりと示した上で大丈夫だということを記述すべきです。もっと丁寧ですね、大事な判断をするわけですから特に影響が少ないとかいうことを言う限りにはきちっとした文献レベルでの根拠や科学的な根拠をきちんと示した上で書いていただくように。それが書けないのであれば分からない影響があるかもしれないといった表現に変えていただきたいと思っております。

それと先ほどの災害に関連してなんですが、私自身が行政の方にご質問しまして、何か災害があった時に対応する責任者は誰かということでお聞きすると、やはり地権者が基本ですけども、事業者が地権者とどういう契約をするかということによって決まるということだったと思います。でこういう観点で、まだいろんな議論は必要かと思うんですが、事業者の基本的な姿勢として万が一ですね、災害が起こった場合はきちっと地元や地権者に迷惑をかけないように、行政に迷惑かけないように事業者が対処するという姿勢であるということによいのか、現段階の回答としてお聞きしておきたいと思っております。以上です。

会長：畑中委員お願いします。

委員：今の深町さんのお話と割と近いかもしれませんが、純粹に質問です。この配慮書で今日お配り頂いた要約書の方で例えば70ページですが、基本的にはこの評価結果の最後のところには「しかしながら事業計画の熟度が高まる方法書以降の環境影響評価手続きにおいて、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する」と基本的な答えが書かれています。今は予備調査の段階だから詳細にやっていく中で対応をちゃんと考えれば大丈夫でしょうといった文面になっています。

なぜ70ページをサンプルで申し上げたかということ、前回お話ししたコウノトリの話なんですよね。これについては右側でこれから詳細の中で移動の状況とかを把握してやっ

ていきますとなっているんですね。一方で専門家の意見が47ページ、コウノトリ博物館の方だと思んですけど、1の2つ目の点で、事業計画書の周辺、周囲の平野部でよく観察されていると書いてあります。コウノトリの飛翔ルートから考えると、衝突等のリスクがあり厳しいということです。迂回するよりは直線を飛び越えることもあるように思われるというふうに書かれています。植物とか小さな小動物であれば見つけたらそこを避けるといった方法があると思んですけど、例えばコウノトリのような鳥類では飛行ルートを変えてくれるわけでもないでしょうし、1基2基ずらしたところで対応できないような気がします。ここを重大な影響を回避または低減できるという評価にされたロジックを、是非ちょっとお聞かせいただければと思います。深町さんの先ほどのご意見にもちょっと通じるところがあるのかなと思質問しました。

会長：評価の仕方について特にコウノトリに関してのご質問がありました。他にいかがでしょうか。事業者の方には回答いただいた後、退出していただいてそのあと答申素案について、審議を致しますけれども、今聞いておきたいことについては全部出して頂いた方が良いかと思しますのでお願いをいたします。

アドバイザー：短い質問なんですけど、今後植生調査を行うということなんですけども、植生だけじゃなくて植物に関してやはりエリアの希少植物のデータというのは基本的に公表されていませんので、そういった植物相ですね、どういう植物が分布しているのかということは詳しく調べていただく必要があるだろうと思います。それは地元の植物に詳しい方がいらっしゃると思いますので、それを希少植物の分布の細かい所はなかなか一般の方にお知らせする訳にもいきませんが、そういったものがないのかということは確認する必要がありますと思います。

それからもう一点、先ほど資料3のところ、これも言葉の問題かもしれませんが、11番のところ、事業終了後ということですね、全ての事業終了後、施設はどうなるのかということ、撤去して更地にするということなんですけど、更地のままでよろしいんですか。何も無い、木も何も無い状態でいいのかどうかということですね。その2点です。よろしくお願いします。

アドバイザー：遅くなりました。細かいことは色々あるんですけど、ひとつは生態系の調査についてですね。文献に書かれたことがない、少ないというのは分かるんですけども、この事業実施想定区域の中の生態系についての予測というのがほぼ無いに近いんですけども、これはこれで良いとお考えでしょうか。周囲のことも含めてということでは重要な群落などでわかっている事についてはよく書かれているように思うんですけど、この中のことを現状でどう予測するのかということが生態系の調査だと思うんですけど、ということがひとつです。このことは先ほど深町先生からもご指摘がありましたが、この論理性と言いますか、動物や植物について影響はあるかもしれないと予測しながら、その次の段階でですね、まだ場所も決まっていないうんですけども、その詳しい場所が決まって対策をすれば回避または低減できる可能性が高いと考えられるという決まり文句みたいになっちゃっていて、そう書く例がたくさんあるわけですけども、それを言える根拠と

というのはどういうことなのかなど。論理性の飛躍があるというところは現状では問題かなと思いました。

それから専門家へのヒアリングが追加されましたが、鳥類についてですね、小鳥類の渡りについても、しっかり見てくださいということが書かれているんですが、本文の方では猛禽類や白鳥類等の渡り鳥等の中に小鳥が含まれているとはっきり言えるのかどうか、これは小鳥についても調査をして評価をすると書かれるべきなんじゃないかと思うんですけども、そこはどうお考えなのかということですね。

それから植物の専門家のヒアリング内容は乾いたところ、今回想定される設置予定範囲を念頭に言われたことが中心になっていますが、その事業実施想定区域の中には湿地もあって、そういうところはアベサンショウウオとの関係で問題があるというようなことを全体としては書かれているのですが、そういう湿地の植物や湿生の植物についてのヒアリングの結果がないのはなぜですかということです。以上です。

会長：私の方から一点ですね、この本編の方の284ページに主要な眺望景観への影響という予測結果の表があるんですけども。表4.3-26なんですが、この中の雲岩公園に磯砂山が出てないんですけども、この表の意味を説明していただけますでしょうか。

アドバイザー：必ずしも回答頂かなくて結構なんですけど、まず眺望点について。先ほどのフォトモンタージュはいいんですが、眺望点だけではなく視線も地図上で示していただくといいかなと思いました。特に眺望点の3ですかね。やっぱり視線を南方向なのか東方向なのかによってインパクトも違ってくると思いますので、そういうのも含めてフォトモンタージュは示していただくのがいいかと思いました。

あと景観に関しては回避・低減策をどういうふうに考えるのかということが重要だと思っています。これと関連して、アドバイザーの先生方からその計画の詳細が決まっていないことについてのご批判もあって、ただこれは必ずしももちろんそういう部分があると同時に配慮書段階で具体的な計画を示さないことは割とあることで、なんでかと言うと環境影響のリスクが高いところを回避して計画の熟度を高めるという方針がとられることが多いので、そういう意味で熟度が具体的に定まってないことの積極的な意味があるんですけど、ただそういうことが明示的に書いてないことが問題だと思います。だからそこは対応された方が良くかと思えます。

あとやっぱり土砂災害なんかが難しいのは、追加的なリスクをどう想定するのかというところ、その責任の切り分けみたいなのが難しいんだと思うんですが、例えば騒音の問題だとバックグラウンドっていうものがある風車が建つことによって追加的にリスクが発生するけれどもそのことによって発生する被害は抑えましょうという考え方がある。でも土砂災害については、もちろん風車があろうがなかろうが起りうる土砂災害はあるんだけど、風車が建つことによって追加的にリスクが高まって、それによって何らかの問題が起こる可能性があるという、だからその追加的なリスクというのはどういうもので、そこはやっぱり基本的にはゼロにするということも含めて、この原因者責任の整理の仕方が必要かなという風に思いました。あとこれは直接的には関係

ないと思うんですが、住民の方の意見からの質問で会社がつぶれたらどうすんですかという質問があったかと思うんですが、これは実際に太陽光でもありますし風力でもありますが、その災害が起こって事業会社が潰れて倒産してその責任を追及する主体がなくなってしまうという問題があって、だから太陽光に関しては撤去費用を積み立てるという事が義務付けられているんですね。多分それに類することで必ずしも事業者の問題ではないんですが、まあ行政の方とご相談の上で例えば撤去費用みたいなのを積み立てるとして、どこに積み立てるのかっていうことについてはご検討いただくといいんじゃないかなと思いました。以上です。

会 長:たくさんの質問が出たので、これまたひとつずつ答えても時間かかってしまいますが、まず個別の事としてコウノトリの問題、希少植物の問題、生態系の繋がり的问题、湿地がなぜ入っていないのか、それから鳥類の調査、景観への影響と視線ということですね。それと全体的に評価の仕方が論理的でないということがございました。それから土砂災害の起こった時、あるいは会社が潰れた時、そういったリスクについて今の段階で責任をどう考えているのかといったところを、端的にお一人でお答え頂けますでしょうか。

事 業 者:まず深町先生からご質問ご指摘いただきました配慮書に対しての記載の方法についてですね、影響を回避する又は低減できる可能性があるということの根拠が薄いのではないかというご指摘に関しましてはご指摘の通りですね、やはりこれから事業計画をさらに作っていきまして、その内容をもとに方法書の後に行います現地調査、それから予測評価をして、そこで初めて具体的な予測したものと予測される影響に対しての回避策、低減策というのをお示ししていきたいと思っております。現時点でまだ具体的にその辺りをお示しできないというのは本当に大変申し訳ないんですけど、出来る限り文献であったり、またこれから住民説明会も重ねて参りますので、そこから伺った内容を計画に反映して参りたいと思っております。

続いては万が一災害が起こった場合の責任についてのご質問ですが、こちらは弊社の発電所が原因で災害が起こった場合はもちろん弊社の責任で保証等について対応させて頂きたいと思っております。コウノトリにつきましても、専門家へのヒアリングの中でそういったリスク・懸念が示されておりますので、ここへの影響というのは慎重に調査予測して参りたいと思っております。影響回避または低減できるという表現につきましても今の段階では、そのように言い切れるということはないと思っております。今後現地調査を踏まえて確認をしていきたいと思っております。

次に高原先生からの植物相についても詳しく調べた方が良くというご質問ですが、こちらについてはお話にありました希少な所については一般公開というものが難しい部分がございますが、そちらも含めて植物相についても調査対象といたします。

次に、今までの説明会の中で20年後更地に戻すというところはどのようなものなのかというご質問ですが、土がそのまま出る状態ではなくて植林であったり、種子吹付等で緑化した後に戻すということを検討しております。

あとは、景観につきまして丸山先生から視線方向も記載することとありましたが、こ

ちらもちょっと分かりにくくなっておりましたので、今後調査した結果は視線方向も記載するようにいたします。

次に同じく景観で配慮書の284ページですね、表4-3-26の中で説明してるものの意味ですけれども、こちらは、この番号①から⑧の主要な眺望点から発電機を見た時に、その範囲の風力発電機を端から端までの範囲の中に他の景観資源が入るかかどうかというのを確認した結果が表に示されています。分かりやすい所ですと磯砂山から風車が建っているところを見ると、その先にこちらに記載の世屋高原、太鼓山等の景観資源が含まれてくるということになります。雲岩公園の所につきましては、ここは雲岩公園の方から風が含まれている範囲を直線的に見たときに、磯砂山の山頂は含まれないという結果になっております。

あと湿地植物のヒアリングに関しまして、こちらはちょっと検討させていただきたいと思います。

最後に撤去費用に関してですが、こちらにつきましてはどのように積み立てていくのか、それが適切に管理されていく必要があり、国に対して毎年撤去費用の積立状況を報告する義務がございます。どう積み立てていくのかこちらも弊社の方で検討していきたいと思っておりますし、場合によっては行政の方との相談にもなるかと思っております。ご回答は以上でございます。

アドバイザー：私の質問したことについてお答えいただかなかったことは、今は答えがないということと理解してよろしいでしょうか。例えば渡り鳥の調査には小鳥も含むんですかっていうようなことです。

事業者：失礼いたしました。はい渡り鳥の調査に小鳥も含まれます。記載が曖昧になっておりましたので、こちらは含まれるということでご説明させていただきます。

アドバイザー：それと、事業想定区域内の生態系の調査についてはいかがですか。

事業者：こちら方法書の中でですね実施したいと思っております。

会長：皆さんの中にはまだ色々おありかと思っておりますけれども、休憩を挟んだ後の答申素案の検討の中でですね、今の事業者の回答の状況も含めて盛り込んでいきたいと思っておりますので、一旦ここで事業者の方には退出をいただけますでしょうか。

(休憩、事業者退出)

会長：それでは再開させていただきます。ここからは答申素案について事務局から説明をしていただいて、それについて委員の皆様、専門家のアドバイザーの皆様からご意見を頂きたいということでございます。よろしく願いいたします。

事務局：生活環境課の山下の方から資料5を用いて答申素案の説明をさせていただきます。

◆資料5について説明

会長：この答申素案なんですけれども、前回の審議会での皆さんから頂きました意見も可能な限り盛り込めたかなと思ってるんですけれども、こういった点が足りない、それから今日の事業者の説明等聞いて項目としてこういうことも盛り込んだらどうかとか、あ

るいは語尾が結構大事なかなと思うんですけども、大きな点から細かいところで結構ですし、感想やご意見でも結構ですので限られた時間ですのでどんどん出していただきたいと思います。

まずは専門のアドバイザー、オンラインの先生方がいいかでしょうか。

アドバイザー：3 その他の要請事項の11番のライフサイクルアセスメントの評価っていうのがちょっと気になっていて、もちろん意見として知りたいとかもあると思うんですが、CO2排出量そのものは対象にはなっていないので、ちょっと表現をもう少し柔らかくした方が良いかかと、明確な指示というよりは依頼みたいな感じでちょっと表現は検討した方がいいんじゃないかなと思いました。

会長：先生、例えばどういう表現にしたらよろしいでしょうか。

アドバイザー：ひとつはCO2削減効果の結果を出すのと森林をそのまま残すよりもCO2排出削減の効果が大きくなります、ほぼ間違いなくその結果がでます。そういうところも含めて、この項目があっというのかということ、行った場合に可能な限りといった文言を挟む感じにはなると思います。計算すると恐らくそういう結果が出ると思います。

会長：畑中委員お願いします。

委員：すごくチャレンジングな項目でいいなと思ったんですけども、やはり今先生がおっしゃったようにですね、語尾が「行うこと」という表現になるとちょっとまだ方法論も確立してない状況ですので、「努める」とか何かちょっと表現を柔らかくした方がいいかなと思います。どちらにしても世の中の的にもどんどんサプライチェーンも含めたスコープ3でやっていく方向にはなっているんですけど、まだちょっと方法論が確立できてないかなと思いますので。

会長：ありがとうございました。木原委員から何かないでしょうか。CO2排出量についてご意見を頂戴していましたが。

委員：京都府温暖化防止センター木原です。ご質問の中にも風力発電は本当に温暖化対策になるのかというようなお話がありまして、これに関しては基本的にはなりません。製造から運転終了まで含めてなるということは国でも言われているし、私も海外の文献でライフサイクルアセスメントの調査の結果とかも読みますけども、まず温暖化対策になると言えます。逆にやらないと自然災害がめちゃくちゃ増えるということは、今回新しく出た報告書でも明らかなので、風車そのものに関しては温暖化対策として絶対に必要だということです。しかもこれがないと電力は足りないし、ロシアとウクライナの状況もありましてエネルギーをどうするんだ、近い将来日本で使うエネルギーが足りないということもかなり明確にわかっている状況です。

CO2に戻りますと温暖化対策にはなるということはかなり言えると思います。ただ方法論が確立してないという今のお話もありまして、しかも工事方法もまだ確定していない中でこれを正確に出せということ強く言っていていかどうかというのはなかなか難しいなとは私も感じました。ただ住民の方とか皆さんが本当に温暖化防止になるのかと心配されてるというのはよくわかりますので、説明会とかの中で意義はちゃんと伝えら

れた方がよい、出来る限り数字を持って伝えるべきだなということは付け加えさせていた
ただきたいと思います。

アドバイザー：地質に関するところなんですけれども、この文章からは地質調査、地形調査を行うこ
とというような文言があるのですが、本日前半の議論にもありましたように、地形改変
という観点から書かれた文章がちょっと欠けてるように思います。そこで2の個別的
事項（1）地形及び地質についての③に地形改変の規模及びその方法を早期に明らかに
するというような文言があってもいいのではないかと思います。以上です。

会 長：三好先生ありがとうございました。2の個別的事項の（1）の③なんですけれども、
3行目のところには、事業の実施に伴う土地の改変による影響が懸念されるとあるんで
すけれども、どの部分にその土地の改変、地形改変という言葉を入れたらいいかもう一
度お願いします。

アドバイザー：土地の改変という文言はあるんですけれども、地形ですね、地形の改変という言葉
を追記すべきと思います。本日の議論でも非常に大規模な地形改変をされるので、その規
模と方法について早期に明らかにすることといった文言が必要かと思います。

会 長：地形改変による大規模な影響が懸念されるといった感じですかね。

アドバイザー：規模を早期に明らかにすべきということですね。

会 長：それから、土木工事の関係で工事の種類が違うんだという専門的なお話をされていた
のですが、土木工事の方法についてはこの中には盛り込めないでしょうか。一般的な事
を事業者の方はおっしゃっていたように思うのですけれども。

アドバイザー：私もそれは思っていたところで、項目の分け方として土砂災害を単独で扱っていませ
んのので、地形地質の中でその記述をするか、その他の中にそういった項目を設けるかど
うような選択になるかと思います。その中で土砂災害に特化したような項目を新たに
立てるかどうかということですね、それが出来れば本日前半で言った様な沈砂池で処
理できるような規模じゃなくてその100倍とか1000倍の土砂移動への対応という
ことについても議論できるかと思います。そういう意味でも規模というのは非常に大き
いと思います。

会 長：事業者は防災工事のことをおっしゃっていたけれども、そうではなくてもっと大規模
なその地すべりですとか土石流とかそういったもの、山が動くような状況が想定される
のですが、それを止める方法はあるのでしょうか。

アドバイザー：先ほどもご意見ありましたけれど、ほっといても土砂災害は全く起こらないというわ
けではないので、難しいところなんですけれども、きっかけとなるような地形の改変を
慎重に行うというような見方しかないと思います。そういう意味においては土砂の切り
盛りですとか水の処理ですね、地下水も含めての水の処理。こういったところについて
具体的に言及していく中で土砂災害を防止するという方法を取るしかないと思います。

会 長：わかりました。私は専門ではないのですが、事業者が今日説明された土木工事では防
げないような土石流や地滑りが起こりうる。かつて大正九年頃と昭和の初め頃に山津波
と土石流が常吉地区を襲ったということが災害の歴史の中に書かれています。それを止

めることはできないけれども、それを引き起こすような地形の改変を行うということに危険性を感じられるということでもよろしいでしょうか。

アドバイザー：そうですね。大規模な土砂災害の懸念を増大させるような地形改変を行わない。

会 長：土砂災害を誘発するような地形改変を行わないよう、計画に当たっては、事前に地形の評価をすること、そういった内容を盛り込んだらいいですかね。

アドバイザー：はい、そう思います。

地元代表：口大野地区の西村です。今先生方の会話はまさに③の後半の部分。3ページの部分に④の上の部分に書いてあることだと思うんで、その辺の文章の入れ替えだけでいけるのではないかなと思ったんですけどいかがでしょうか。

アドバイザー：ちょっと災害への影響を回避することというような文章では弱いかなという気はします。もう少し土砂災害への影響を回避するというのは具体的にどういうことかということと考えれば、地形改変の先ほど申し上げた方法を抑制するというようなことになりますので、そういったことがわかりやすいような文脈にするべきかと思います。

地元代表：下常吉区の区長です。山が動くような災害ということでお聞きします。下常吉も土砂災害の危険地域はたくさんあるんですけど、今言われている内容をどなたが保証されるんですか。これだったら大丈夫っていうのはどなたがOK出されるんですかね。それをちょっと聞いておきたいんです。事業者さんがもしこういう形で事業工事をしますっていう、これをやったら山が動くような大災害には対応できますっていう許可はどなたが出されるんですか。ちょっと何も知らないんで教えてください。

アドバイザー：土砂災害の場合、おっしゃるように全く災害をゼロにする保障は非常に難しいところです。実質的にはできません。けれども、今回の風力発電の建設に伴ってその危険性が上がるか下がるっていうような判断はある程度可能です。ですから建設によって危険性が増大しないようにするというのを今回の配慮書の中に盛り込んでいくという事が必要だと思います。

地元代表：事業の許可は誰が出すんですか、国が出すんですか、京都府ですか。

会 長：その辺りの手続きについては事務局の方からこの環境配慮書にどういう効果があるかについてご説明をお願いします。

事務局：環境アセスメントの手続きには4つの段階がありまして。今が最初の配慮書の段階、次は方法書、その方法書に基づいて実際に現地の調査をした後に作る準備書、その後に評価書という4つの手続きを踏みます。その4つの手続きを踏まえた上で事業者が事業計画を作りまして、国の認可を受けて事業に着手ができるという、そういう流れになります。

地元代表：今言っているように、山が動くような土砂災害に配慮した具体的な、そういう計画、事業計画を出さないということですね。そういった通りになっているなということで国が許可を出すんですか。

事務局：はい、国が審査をするということになります。

地元代表：わかりました。ありがとうございます。

アドバイザー：今回の件をきっかけにどういう手続きでこの事業が認可されるのかということを経済の方とか詳しい方にお聞きした結論で言いますと、どの段階でもこうしてくださいという勧告はできますが、最後は事業者の良心で決まるということです。ですからどんなに危険性がある、もうそれがわかっていたとしても、もちろんそれを低減するための最大限の努力をしてもらうようにこういった審議会だとか行政からのアドバイスはあると思うんですが、このアセスメントの手続き上でこれだから駄目ということはなかなか言えなくて、最後は事業者の良心に頼るところがとても大きいということです。そういった手続きの流れで全体が動いていくということを私たちは了承しておかないといけませんし、私も一緒にそれでいいんだろうかという大きな手続論ですけども思うところです。

ですから、とにかく最大限言える段階で懸念を伝えて事業者の方が真摯に対応して下さるといような、そういう関係性を作っていかなければ駄目なんだという姿勢を住民の方も行政の方も持たないと、この事業自体が本当に良いものにできるかどうかということについても、それを保障できる仕組みになっていないところがいろんな手続きの流れを聞いて思ったところです。

会長：私たちができることは事業者が提出してきたこの環境配慮書に対して、どれだけ意見が言えるかということですのでもうちょっと頑張っていきたいと思います。良心に訴えられるようにということなんですけれども、この環境配慮書の事項以外に京丹後市の方で作ってもらったその他の要請事項という大きい3つめの項目ですね、6ページから始まるその他の要請事項のところをそういう地域の実情とかも盛り込ませていただいているということでございます。

アドバイザー：先ほども出ていましたが、地域の皆様の土砂災害に関しての危惧が非常に強いと思います。その背景には今回の工事による大規模地形改変が危険性を高める、リスクが高くなるということでもあります。2ページの個別事項③の一番下にそういうことが書いてあるわけなんですけれども、そこに明確に地形改変をきちっと示して詳細を示さないといふ文言を入れたらいいんじゃないかと思います。

私の意見としては、例えば下から2行目現在でも土砂災害の危険性が非常に高い地域であるが、事業の実施による大規模な地形改変によって地域の土砂災害リスクの増大が懸念される。従って地形改変の規模、方法、災害リスクについてその詳細を示すこととして、こちらの対応を進めてはどうかというふうに思います。

会長：植村先生のおっしゃった通りで三好先生もよろしいでしょうか。

アドバイザー：はい。大体私が思っていることと重なっています。

会長：ではそのように直させていただきます。その他の点でございませんでしょうか。

地元代表：私は今日参加して、現地に行って初めてこのフォトモンタージュをいただいたんですね。これって非常に大事だと思うんですよ。活字ばかりで区民に説明しても想像が働かない。もし建てた場合、こんな状況になりますよっていうことをモンタージュ写真で示すことによってですね、こんな山の上にならずらっと並ぶなら道路はどうなるんやとか、水

源の一番上にこんな風車が建つんかとかこういった、「たれば」の話がね発想しにくいんですよ、文章だけでは。だから今日感じたことは、見えない所に行って見たって駄目ですよ。この村はここからが一番良く見えてああいう景観になるよと。そこを探しながら見ないと区民は分からないんですよ。そこなんです。だからこういう景観になるよっていう写真を見てから土砂災害が起きるのではないとかの想像が出てくるんですね。まして見えない鱒留公民館に行って山の上に先がちょっと出ますねではダメですよ。

それからやっぱり風車の大きさっていうのは非常に重要になりますので、この写真にはしっかりとした大きさを提示して欲しいんです。なぜかという写真が小さいと影響も小さいと誰でも判断しますし、写真上で大きいとこんなもんができるんか、それからまたいろんな危機リスクの発生が考えられますので。今日鱒留公民館から見てちょっと見ただけで実際は他のところに行ったらもっと見えるんですよ。そこから見たら住民はあーと思うはずなんです。そういう観点からお願いしたいなと私は思っています。

アドバイザー：今のご発言に加えてですけれど、これは現在の景観に風車を置いているだけです。工事によって山頂部の地形が変わってしまうわけですよ。だから全く違う空間になると考えていただかないといけない。このモニタージュは現状において、その風力発電を見ているだけであって、山の上に道を作りそれからそのいわゆる風車の基盤を作るとおそらく全くの禿山になる。それが本当の工事が進んだ後の景観になるわけですので、現在の風景にただ風車が建つだけではないということは知っておかないといけないんじゃないでしょうか。

会長：今後も地区住民の方には説明会とかがあるので、事務局の方から、フォトモニタージュの地点も、今日は奥大野の川口区長さんが独自に作っておられましたけれども、それぞれの地区の方からここからどう見えるんだみたいなことをおっしゃっていただいて、より詳細に写真を撮って欲しいなと思います。今日事業者が用意したフォトモニタージュなんですけど、曇り空を背景にしておられるので風車の姿が雲と重なってしまっていてはっきり見えないんですね。お天気の時撮るとどうなるかっていうのも、見え方が違ってくると思うので、そのあたりもまた事業者に事務局からお願いをしていただければなと思います。

アドバイザー：動物植物生態系について、3点申し上げます。答申素案の5ページですね、一番上(5)の①の所に先ほどの質問でも申しあげました小鳥も含めた渡り鳥の調査ができるように考えてくださいというのが含まれているんですけども、しっかりと表現を細かくするという工夫があったらいいなと思います。

それから次に②と③に関わる件につきましては、配慮書本文の230ページにですね、KBA生物多様性の保全の鍵になる重要な地域というものに入っているよという図が出ています。このKABが何かって言いますと現状では研究成果に留まるんですけども、世界で同じ基準で危機性と代替がきかないという基準に則って、生物多様性のホットスポット、保全のための優先すべき地域というのを出してみたら、丹後半島は全域がそれに入ったという論文が10年ぐらい前に出されたんですね。それを引用してここに載せ

たというのは非常に高く評価できると思います。これは褒めてあげたいと思いますね。大事なのは自然保護区ですとか自然公園に指定されているところ以外に日本の国土の8%について、さらに適切な保全の為の管理が必要だよということをここで言ってるわけです。丹後半島のはほぼ全域が、もちろん保護区もありますけども、保護区じゃないところも含めて、ほぼ全域がそれには入っていて、近畿地方、中国地方では最大のまとまりなんですね。このことは軽視すべきではないと思います。この②と③に関わるところでこのKBAという考え方を活かして、多分ですね、アベサンショウウオの生息地の潜在的な生息地だということがひとつ大きなポイントなんだと思うんですけども、アベサンショウウオが改変予定区域で見つからなかったらいいとかいう問題ではなくて、その潜在的な生息地としてどう評価してどう対応するのかということが求められるんだということです。現状ではまだあまり知られてないこのKBAを出してきたのは大変意欲的な書類になったと評価した上で、それをどう活かすのかと言うことを②と③で工夫ができたと思います。

それから④と⑤に関連しましては、これも関連するんですけども、先ほど申し上げたことで大きな木あるいは自然度が高いという表現で示されている原生的な林以外でもですね、里山の環境の重要性、それが今回のこの事業実施想定区域のほとんどを占めるわけなんですけれども、その特性を把握して普通種も含めた影響を適切に評価することをしてくださいと求める。このひとつ前のことも密接に関係するんですけども、そういうことがわかる表現に少し工夫がさらに加えられるといいと思います。

会 長：野間先生、小鳥というのは専門用語で、小鳥でいいんでしょうか

アドバイザー：ここでは小鳥でいいです。

会 長：じゃあくマタカや小鳥その他重要なという感じでいいんでしょうか。

アドバイザー：本文には水鳥などの渡り鳥については書かれていたんですが、小鳥についてもということがわかるような表現がいいと思います。

会 長：答申素案でいきますと（5）の①のどこかに書けばいいという事でしょうか。それと丹後半島全域がKBAになっていますということも入れた方が良くということですね。ですから生態系のつながりとして、丹後半島一帯が非常に重要な地域であるということですね。

アドバイザー：かつ適切な保全が必要と。それを求められているということですね。

会 長：そういったことを②と③に盛り込みます。他に何かお気づきの点などございませんか。

地元代表：今回の配慮書とは直接関係ないかもわからんですけども、今は土砂災害の危険性が盛んに議論されていて、私も一番大事なことだと思っているんですけど、配慮書以降の段階できちっとその土砂災害あるいは土石流の調査を行政サイドでもお世話になりたいと思います。専門家の方もおられると思いますがもし適当な方が見つからなければ、参考に地元出身の山梨大学の鈴木先生もおられますので、そういった方に調査をお願いして、こちら側も土砂災害の危険性というのを科学的に把握する必要があるんじゃないかと思っています。大宮では我々の国道の反対側の谷内という地域があるんですけども、

こういった計画はないんですけども、集落の後ろの里山を大規模な共同の事業で土砂災害、急傾斜地の崩壊対策事業を実施しております。我々のところも同じような地形地質だと認識してますので危険性としては非常に高いと思っています。そういう科学的根拠を持つべきではないかなという提案と要望です。

もう一点ですね、今日現地を見ていただいた時のモンタージュ写真は私が適当に作りましたので、実際業者さんにですね、どこの地区もああいったモンタージュ写真のきちっとしたものを作って頂いた方が住民に分かりやすいと思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思っています。以上です。

会長：事務局の方で勉強会であるとか、独自の調査であるとかご検討いただきたいと思えます。モンタージュについてはさっき言った通りですのでお願い致します。そのほかの点で何かお気づきの点、盛り込むべき点ございませんでしょうか。

私の方からちょっと一点なんですけれども。その他事項の（１）６ページなんですけれども、ここに磯砂山の歴史文化の事が書かれてあるんですけども、これはその他の要請事項というよりも人と自然のふれあいのところの１番に持ってきた方がいいのではないかなと思います。環境配慮事項としてもこういう地域の人たちのシンボルになっているというところは、人と自然のふれあいの活動の場としてですね、今はそのキャンプ場とかハイキングの場になっていますけれども、そもそもそういう云われのある山であるということ。歴史的文化的に非常に価値のあるところなので（７）のところを持ってきたらどうかなと思います。

もう一点事務局の方で表現について困られたところがありまして、（５）の②のところなんですけれども、森-川-海のエコロジカルネットワークの喪失を回避すること、というところで、こちらの方が竹野川の河口まで土砂が流出して行って海水浴場であるとか、このあたりの海辺の景観であるとかに影響を与えるのではないかなと、植物や動物にも影響があるのかなと思いつつどうなんだろうと悩んでいるところです。ご専門の先生の見解を聞かせていただければと思うんですが、距離的には竹野川は２．７Km ぐらいあるんですが、どうやらこの洪水浸水想定区域図を見ておきますと土砂が流れていっているのかなと思うんですけれども、専門的な立場からご意見を聞かせて頂ければありがたいですがいかがでしょうか。

アドバイザー：現在、日本の山川は、ほとんどのところがそうなんですけれども、緑の量が増えていてどちらかというと川底の土砂は減少している傾向にあるところが多いです。それで砂浜が痩せ細ったりというようなことがあります。それは逆に言えば山から海が繋がっているということも証拠でして、山の方で一気に土砂が出たらその土砂が川を通じて海に一度に入っていくというようなことが起こる可能性は十分考えられると思います。山から海へ土砂が流出すること自体はこれは自然の摂理で問題ではないんですけども、人間の行為によってそれが一度に大量に出るってというようなことが起こるとそれは弊害を伴いますので、できるだけそういった一度に大量の土砂が流出することを防ぐ手立てが必要になります。そういう意味ではそういった海浜への影響も含めた下流域への土

砂流出を穏やかにするよう、そういった表現が必要かもしれません。

会長：こういった表現で良いのかなということで、植村先生何かございますか。竹野川の防水のあり方についてももう少しご説明いただけませんかでしょうか。

アドバイザー：竹野川の水害のリスクというのは先ほども土砂の流出がありましたけれども、もう一つは地形的な問題があります。水害が発生する常習地域は主に三つあります。一つは竹野川と鱒留川が合流するところ。これは合流による急激な水位の上昇によって浸水する。もう一カ所は弥栄町の黒部で非常に峡谷が狭くなります。従ってそこで水が排水ができなくなって黒部の方に逆流して浸水する。もう一カ所は一番河口の竹野ですね、ここには海岸の砂丘ができてまして、どうしても竹野川の水が排水されにくくなっている。この3カ所が地形に関係する水害常習地域。そういう状況の中で更に土砂の流出が増えるとそれらの排水能力がさらに落ちて、更に水害の危険が高くなることは事実、十分に推定されると思います。

会長：竹野川は堤防を低くされてるような、そういう工事の方法もあるとおっしゃっておられたんですけど、そのあたりも少しご紹介いただけませんかでしょうか。

アドバイザー：竹野川はもともと流域が非常に広い割に人間の居住密度が高いものですから、河岸までびっしりと水田化が進んでいますけれども、結局これまでの治水の方法というのは、例えば普通の河に見られる両側に堤防を築いて完全に堤外地の中に水を閉じ込めるといふ、そういう近代的工法ではありません。いたるところで堤防が切れていて氾濫した水は水田に流れ込むようにという形になっています。これはどういうことかというのと、一つはやはり水がいつも来るよということを注意するためにそうしてあるのがひとつと、もう一つは水が水田に氾濫することによって客土され、上流から肥沃な土が新しく付け加えられて必ずしも化学肥料を使わなくても水田の収穫が減らない、増える、こういった経験的なことから竹野川では基本的には連続性に優れていない、不連続で、したがって特定の地域で、例えば最近国道からさらに低いところへどんどんと住宅地化していくことによって被害がさらに増大する、こういう危険性が高まっているのが事実であります。以上です。

会長：非常に竹野川流域に大きな影響を与えるんだということが勉強になったかなと思います。その他ございませんでしょうか。

アドバイザー：本日前半のお話の中で事業者の方から一箇所あたり1万 m^3 の切土量が出るというような説明がありました。一箇所あたりというのはどれをもって一箇所とおっしゃっているのか、ちょっとそれまでわからなかったんですが、もし一基あたり1万 m^3 だとすると10数基あるので、最大10数万 m^3 の土砂が残土として発生すると考えられます。切土は大きく、盛土は小さくというご説明があったので、盛土を処理することも出来ませんので、それだけ残土が出るということになります。その残土処分だけは、行政の許可申請が別途必要なのかわからなくて、その残土が10数万 m^3 というとんでもない量です。そのとんでもない量の土砂を処分するには谷を一つ埋めても間に合うかどうかというような量ですので、そういったことをどこで議論されるかがわからなかった

ので、そのあたりについても行政の方から指摘していただけたら有難いと思います。もし必要であれば、この答申書にも盛り込まなければいけない可能性もあるなど思いましたので、発言させていただきました。

会 長：太陽光パネルの設置などで、非常に盛土の問題が全国的に広がっていて、国の方でも盛土の規制をしようかという動きが出ているようなんです。そのことを答申素案の中に盛り込めるかどうかかなんですが、盛り込むとしたら、地形、地質のところではあると思うんですけれども。

事 務 局：残土についての説明ではないですけど、配慮書の193ページを見ていただけますでしょうか。ここの計画段階配慮書の中で工事の実施というところがあると思います。その中に、廃棄物等という欄がありまして、産業廃棄物の残土という項目があると思うんです。黒塗りになっている箇所ですが、これが、工事の実施ということになるので、方法書以降ではここにも、事業者にもよりますけども配慮事項として選定されてくるのかなというところがあります。ですので、配慮書の段階からそういうところをしっかりと見て行きなさいよというところを入れるのであれば、新しく配慮項目として、設けてもいいのかなと思ったところなんです。

会 長：大事な問題だと思いますので、先ほどの廃棄物やライフサイクルアセスメントのところもそうなんですけれども、CO2削減量については測り方が難しいとなりましたけれども、工事実施中あるいは終了後の廃棄物の処理やこういった残土の処理についても、今の段階から検討してくれということ盛り込んだ方が良いのかなと思います。どこに盛り込むかは、ちょっとご相談させていただきます。

地元代表：195ページには廃棄物や残土の項目がありますので、事業者は考慮していると考えられるのではないのでしょうか。

会 長：配慮書にはそう書いてあって事業者にも認識はあると思うんですけれども、やはり、通常考えられないような大規模な開発工事を行おうとしているわけですから、私どもがそれを不安に思っているということを書いても良いと思います。今の段階では選定してないとか書いてますけど、早い段階で計画に盛り込むべきじゃないかという意見は言っても良いと思います。私どもの審議会の意見を踏まえて京丹後市から京都府の環境影響評価専門委員会に提出されるわけなんですけれども、地元ではそういうことが懸念されているんだなと、次の段階に行くまでに今の時点でこの大規模な地形改変を懸念されているんだなということを伝えることは大事だと思うので、後ほどどこに盛り込むかを検討させていただければと思います。

事 務 局：参考までになんですけども、京都府の環境影響評価委員会の方の前田建設の方の配慮書に対する意見の案では残土処理に関する廃棄物等という項目を設けてありますので、同じような形で設けるということが適切かなと考えます。

会 長：文章をしっかりと整えて、次回の第6回目の3月末の審議会の時にまた答申素案をお出ししたいと思いますので、それまでに盛り込みたいと思います。その他、時間が押してしまって5時になるんですけども、時間的なこともございますので、この辺りで本日

の審議を終わりたいと思います。答申素案のどこをどう直すかにつきましては、私の方に一任して頂いて事務局と相談をして答申素案の修正を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。では、進行を事務局の方にお返しします。

事務局：事務局の方から一点、お知らせをさせていただきます。前回の審議会の中で3月中に、もし可能であれば風車が稼働中のところに視察に行きたいということをお伝えしたのですが、予定をしていました視察候補地に確認しますと、12月から3月の間は冬季期間ということで、路面凍結等の観点から視察を受け入れてないというところもあったり、またコロナ感染の状況もあったりしまして、3月中の視察実施は見送らせて頂こうと考えていますので、ご了解ください。

なお、方法書の段階に行くまでには、実際に設置・稼働中の風車を見ていただくことが重要と考えておりますので、そういった機会も設けさせて頂きたいと思っています。以上です。

事務局：それでは、以上となります。本当に委員の皆様におかれましては御多用の中、また長時間にわたりありがとうございました。

今後の予定につきましては、先ほど申し上げました通り、今月の31日に予定しております審議に向けまして、本日いただきましたご意見、ご助言をしっかりと答申素案に反映をしていきたいと考えております。

また、本日出していただくことができなかつた意見もあると思いますので、事務局の方からあらためてご照会もさせていただいた上で、31日に向けて取りまとめていきたいと思っております。

本当に、本日はご多用にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。次回、第6回目の審議会は、今月31日、1時半から峰山庁舎で予定しております。ご多用だとは思いますが、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。本日は長時間にわたりありがとうございました。

会長：ありがとうございました。オンラインの先生方もどうもありがとうございました。